

2022年8月26日

《 東京都 2023 年度予算に対する要望 》

大学生への修学支援と私立大学への補助を求めます

東京地区私立大学教職員組合連合
(東京私大教連)

東京都内には、約 68 万人の私立大学生が在学しています（短期大学を含む、以下同じ）。都内の大学生のうち 89%が私立大学生です。大学数では 165 校の私立大学があり、都内の全大学のうち 92%を占めています（令和 3 年度「学校基本調査」）。都内の私立大学で学ぶ多数の私立大学生は、東京都の社会・経済に大きな役割を果たしています。

国立大学生に比して、私立大学生の生活と修学の継続が困難となっています。平均学費負担が国立大学約 54 万円に対して、私立大学は約 122 万円です。各私立大学が実施する授業料減免事業に対する補助は、2020 年度に修学支援新制度の開始に伴って廃止され、目安年収 380 万円以上の中間所得層への国の支援はゼロとなりました。

私たち東京私大教連が毎年行っている「私立大学新入生の家計負担調査」では、2021 年度に首都圏の私立大学に入学した新入生（自宅外通学者）の生活費は、仕送りだけでは 1 日あたりわずか 650 円であり、アルバイト収入がなければ生活することはできません。アルバイトによって修学を何とか継続させていた私立大学生を襲ったのが、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置による休業と営業自粛によるアルバイト収入の喪失でした。私大生の生活・雇用環境は回復したとはいえません状況が続いています。

私たちは東京都に対し、「高等教育は国の所轄」という理由で予算措置を講じない従来の姿勢を改め、京都府などの先例もふまえて、下記のとおり、2023 年度予算において大学生への修学支援と私立大学への補助を行うよう求めます。

記

1. 京都府等が実施しているように、物価高騰の影響を受けている私立大学生に対する生活支援として、各私立大学が実施する学生生活支援の経費に補助を行うこと。
- ・ 京都府は、令和 4 年度 6 月補正予算で、「物価高騰対策緊急生活支援事業費」として、1 億 1600 万円を措置しました。これは、学生食堂等での割引、食料・生活必需品の配布、実習

学生等に対するPCR検査など、大学・専修学校等が実施する学生生活支援のための取組に要する経費を補助するものです。

- ・兵庫県は、令和4年度6月補正予算で、「物価高騰に直面する生活困窮者への支援」として、3600万円を措置しました。大学、短期大学、専修学校（専門課程）を対象に、食料品等を支給するための経費の1/2を補助としています。
- ・上記のような例を踏まえて、東京都においても、物価高騰の影響により生活に困窮している私立大学生への支援として各私立大学が実施する学生生活支援の経費に補助を行うことを求めます。

2. 私立高校生の就学支援について国基準を超える助成を行っているのと同様に、東京都に所在する私立大学・短期大学に通学する学生（居住地は都内に限定しない）について、国の高等教育修学支援制度の対象となっていない学生を対象に、給付奨学金の支給、私立大学への学費減免補助を行うこと。

- ・東京都は私立高校生の就学支援について、年収910万円までの世帯に対し、在学校の授業料を上限として、国の「就学支援金」と合わせて、最大46万9000円（都内私立高校平均授業料相当）まで助成しています。さらに、国の年収基準では年収910万円以上は対象外となりますが、東京都は世帯年収が910万円以上であっても多子世帯（3人以上）には、5万9400円まで助成しています。
- ・修学支援制度の開始に伴い、各私立大学が実施する授業料減免事業に対する補助が廃止され、目安年収380万円以上の中間所得層への国の支援はゼロとなりました。
- ・私立高校生の就学支援について国基準を超える助成を行っているのと同様に、国の高等教育修学支援制度の対象となっていない学生を対象に、給付奨学金の支給、私立大学への学費減免補助を行うことを求めます。

3. 東京都に所在する私立大学・短期大学に通学する自宅外通学生（居住地は都内に限定しない）に対し、家賃補助として月額2万円を返済不要の給付金として支給すること。

- ・東京都内の私立大学生は、他県の出身地を離れてアパート等を借りて生活する自宅外通学生が少なくありません。東京私大教連の「2021年度私立大学新入生の家計負担調査」では、家賃平均は月額6万6700円であり、平均仕送り月額8万6200円の実に77.4%を家賃にあてています。家賃補助は私立大学生の生活支援として実効的な手段です。

4. 自宅外通学の学生のために、空き家を有効活用する方策を講じること。

- ・具体的には、経済的に苦しむ学生のための安価な住宅の確保支援策の充実を求めます。例えば、住宅セーフティネット法のセーフティネット住宅（東京さきエール住宅）の対象者（住宅確保要配慮者）の中に、新たに「経済的に苦しむ学生（都内外から都の大学へ通うために一人暮らしをしている学生）」を対象に加える、都営住宅を安価に提供するなど、都独自の住宅政策としての導入の検討を進めてください。
- ・空き家を学生の住まいに有効利用することは、学生の家賃負担を軽減するとともに、高齢化がすすむ地域における防災・防犯の向上、コミュニティの活性化に資する施策となります。

5. 「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を拡充するなどして、大学生のときに貸与を受けた奨学金の返済を支援する措置を講じること。

- ・2021年9月の補正予算で、人手不足の中小企業が奨学金の貸与を受けている大学生等を技術者として採用する際、返済費用の一部を都が負担する「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」として5000万円が措置されました。
- ・この事業は、2022年4月より実施され、現在72社が登録しています。対象は建設・IT・ものづくり分野の中小企業等に技術者として就職を希望する者で、大学等（短大を除く）を卒業後3年以内の者に限定されています。
- ・具体的には、以下の支援策の拡充などを実施してください。
 - ①予算額を増額すること。
 - ②対象企業の業種を拡充すること。また、中小企業に限定せずすべての企業を対象とすること。
 - ③企業が負担する「負担金額」の割合を1/2から全額にすること。

6. 2022年4月より、青少年の育成に関する事務が「生活文化スポーツ局」の所管となりましたが、大学・大学生を担当する部署は設置されていません。22道府県と同様に、生活文化スポーツ局に大学・大学生を担当する課を設置して、東京都として高等教育の振興、大学生の支援に関する基本方針を策定すること。

- ・大学の充実・発展、大学生の学費負担軽減は、地域振興策としても重要な課題となっており、各自治体で様々な取り組みがすすめられています。例えば長野県では、「高等教育機関の人材育成と知の拠点の役割が不可欠」であるとの認識から、高等教育振興に関する施策を推進するために「長野県高等教育振興基本方針」を2016年から策定し、高等教育振興課という部局も設置しています。また京都府は、大学政策に関する部署として「文化スポー

「ツ部大学政策課」が設置され、府、学生、大学、企業等が一体となり、様々な事業を展開しています。

- ・ 高等教育を振興する方針・計画をもつことは、知の拠点たる大学が集積する首都・東京に不可欠であると考えます。

以 上